

第2次市営住宅マネジメント計画の推進に関する要綱

平成26年4月17日 市長決定
平成28年3月24日 改正
平成28年10月25日 改正
平成31年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次市営住宅マネジメント計画及び第2次市営住宅マネジメント計画実施計画（以下「実施計画」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅等)

第2条 市長は、神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅及び神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号）第2条第1項に規定する厚生年金住宅（以下「市営住宅等」と総称する。）の中から、当該実施計画の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を定め、厚生年金住宅の入居者を除く入居者及び使用事業主（以下「入居者等」という。）に対する支援その他必要な事業を実施するものとする。

2 対象住宅に係る建替え、廃止その他の具体的な事業の手法及び事業に着手する時期は、建築住宅局長が定める。

(説明会の開催等)

第3条 市長は、実施計画の推進に関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、対象住宅の入居者その他関係者の協力が得られるように努めなければならない。

(住替え先となる市営住宅等の確保等)

第4条 市長は、実施計画を円滑に推進し、無理のない住替えと居住の安定を図るため、住替え先となる市営住宅等の確保及び修繕に努めるものとする。

(仮住居の提供)

第5条 市長は、対象住宅の耐震改修工事の実施、建替え、用途の廃止その他実施計画の推進に伴う事業（以下「実施計画推進事業」という。）の実施に伴い、当該対象住宅の入居者及び使用事業主が一時的に使用する住居が必要となる場合には、仮住居として別の市営住宅等を使用させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築住宅局長が特に必要があると認めるときは、市営住宅等以外の住宅を仮住居として使用させることができる。

(仮住居として提供する市営住宅等の家賃等)

第6条 前条第1項の規定により仮住居として提供した市営住宅等の家賃の額が当該対象住宅の家賃の額を超えるときは、当該対象住宅の家賃の額を超える額を減額するものとする。

2 前条第2項の規定により仮住居として提供した市営住宅等以外の住宅に係る入居者が毎月負担すべき額は、当該対象住宅の家賃の額を限度として、建築住宅局長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、仮住居として提供する市営住宅等以外の住宅の敷金の負担その他仮住居の提供に必要な事項は、建築住宅局長が定める。

(住替えあっせん)

第7条 市長は、実施計画推進事業の実施に伴い、当該対象住宅における居住の継続が困難になる入居者等であって別の市営住宅等への入居を希望するものに対し、移転先としての別の市営住宅等のあっせん（以下「住替えあっせん」という。）その他必要な支援に努めるものとする。

2 前項の場合において、建築住宅局長が特に必要があると認めるときは、市営住宅等以外の住宅をあっせんすることができる。

(住替えあっせん等により住居を移転する場合の市営住宅等に係る敷金の額)

第8条 実施計画推進事業の実施に伴い対象住宅を明け渡す入居者が住替えあっせんにより別の市営住宅等に新たに入居する場合その他建築住宅局長が必要があると認める場合において、当該新たに入居する市営住宅等の敷金として徴収する額は、当該入居者が当該対象住宅へ入居するに当たり敷金として収納した額に相当する額とする。

(原状回復の特例)

第9条 市長は、条例第36条第1項ただし書の規定による市長の承認を得て、当該対象住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該対象住宅の敷地内に工作物を設置した入居者が、実施計画推進事業の実施に伴い対象住宅を明け渡す場合において、建築住宅局長が当該対象住宅の管理上支障がないと認めるときは、原状の回復又は撤去を行うことを求めないことができる。

(移転料及び事業促進料の支払い)

第10条 市長は、実施計画推進事業の実施に伴い住居を移転し、当該対象住宅を明け渡した場合においては、当該入居者等に対し、移転料を支払うものとする。ただし、当該入居者が条例第50条第1項各号の規定に該当することにより同項の請求を受けたとき、当該入居者の責めに帰すべき事由により入居の許可を取り消されたとき、その他建築住宅局長が移転料を支払うことが適当でないとき、この限りでない。

2 前項本文の規定に該当する場合において、住替えあっせんにより新たに入居する別の市営住宅等（第7条第2項に定める市営住宅等以外の住宅を含む。）に当該住宅専用の入浴設備がないときその他建築住宅局長が特に必要があると認めるときは、当該入居者に対し、事業促進料を支払うことができる。

3 移転料及び事業促進料の額並びに支払いの時期及び方法は、建築住宅局長が定める。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。